

（第一類 第七号）（附属の二）

第三回國會 衆議院 大藏委員會公聴會議錄第一号

昭和二十三年十一月二十五日（木曜日）

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 大上 司君 理事 島田 實作君

理事 梅林 時雄君 理事 堀江 實藏君

石原 登君 若米地英俊君

松浦 榮君 松田 正一君

川合 彰武君 佐藤 觀次郎君

重井 鹿治君 中崎 敏君

荒木 萬壽夫君 喜多 德治郎君

山下 春江君 早稻 田村 吉三郎君

川野 芳滿君 内藤 友明君

本藤 恒松君

出席公聴人

井藤 半彌君 勝山 進君

菱山 辰一君 堀 日吉君

景山 鼎君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

本日の公聴会で意見を聞いた事件
日本専賣公社法案について

○島村委員長 これより大藏委員會の公聴会を開会いたします。

この際公聴人各位に一應ごあいさつを申し上げます。本日は公私多端の折にもかかわらず、本委員會の要請を御快諾、御出席くださいましたことを深くお礼を申し上げます。御承知の通り、会期も切迫いたしておりますので、お願いがはなはだ唐突であつたために、よけいな御迷惑をおかけしたことを恐縮いたしております。この点何とぞあしからず御了承を賜りたいと思ひます。

本日の公聴会におきましては、公聴人の方々から御意見を伺う問題は、日本専賣公社法案についてであります。

本日お話をいただきますのは、御到着順に従つて御発言をいただきますと存じます。まず東京商大教授井藤半彌君のお話を承ることにいたします。

○井藤公聴人 それでは公述を始めさせていただきます。この専賣公社法案であります。これは公共企業体労働関係法と関連があるのでありますが、條文の中心が労働問題に関するものは労働関係法に譲られておりますので、私の公述はもっぱらそれを除いたほかの部分に限定したいと思ひます。

法案を拜見いたしましたし結論を申し上げますと、現在の制度とあまりかわつたところが少ないのであります。どこがかわつておるかという点、これはこまかに言えはいろいろな点がかつておりますけれども、大体次の点がかつておるだけであつた。それは現在の専賣局は大藏省の外局としてあるものを、今度の新しい法案ではこれを公社にかえた。そこで從來専賣に関する一般監督指導その他の、いわば行政的方面は大藏省の本省がやつておつて、業務の方面は外局たる専賣局でやつておつた。ところが今度の法案で見ますと、從來大藏省の本省関係でやつておつたことは大藏に残して置きました、業務の方面をもつぱら公社の方に譲らうとするのであります。そこで外局であるということ、外局を離れて

公社になつたということであり、これはある意味において違ひはあるのでありますけれども、大体そうかわつておりません。しかしながら相違は確かにあると言へます。それからおもな役員及び職員の方法が御案内の通りかわつて来た。それからこれについて新たに任期を設けた。こういう点も從來なかつた点であります。それからもう一つ從來になかつた新しい特徴は、専賣事業審議会と稱する大藏大臣の諮問機関が、今度の法案で設けられることになつておることであり、この三つの点が現在の制度と非常に違つておることであり、それ以外の点では、ほとんど現在の制度を踏襲しておるのであります。

そこで一般的に考へ得ることは、こういうこととあります。これは單なる看板の塗りかえに近いのであり、まして、これでは徹底しない。もつと個人企業、会社企業に近づかうに改組してはどうかという意見もある。そこで意見が、結論を先に申し上げますと、この意見には私は反対であります。と申しますのは、専賣事業というものは確かに一つの政府の官業である。そういう意味において企業であります。その内容がほかの鉄道その他の企業と違つておる。御案内の通り、わが日本では大藏省の専賣といつたしましては、タバコの専賣、じょうゆの専賣、塩の専賣、それからこれは大藏省ではありませんが、商工省でアルコールの専賣をやつております。ところが

専賣事業の中心をなすものは何かと申しますと、申すまでもなくタバコの専賣であります。ところがこのタバコの専賣と塩及びじょうゆの専賣と比べますと、内容が違つておる。まして、塩及びじょうゆの専賣は皆御案内の通り、これは俗に公益専賣と申しまして、國家が財政上収入を得るという目的にするのではなくて、價格の統制、その他需要供給の調節その他を目的とするのであります。これは財政上収入を上げることを目的としているのではありません。ところが、これは現在日本の専賣局の事業といつたしましては、それほど大きなものではないのであります。何といひましても現在日本の専賣事業の中核をなすものは、タバコの専賣であります。ところがタバコの専賣は皆さん御案内の通り、財政上収入を得るということが目的です。いわば消費税をかけるかわりに、政府が官業としてこれを經營してゐるのであります。その學問上の性質は財政専賣に属するのであります。そこでこれは財政専賣であります。で、これは消費税をかけるかわりに、いわば稅務署が税金をかけるかわりに、これを官業にしておく。従つて政府の財政と密接離るべからざる關係があります。たとえば収入をふやすといふ場合に、一体税金をふやす方がいいのか、はたまたタバコの専賣價格の引き上げをする方がいいのか等々、いろいろ政府の財政政策、收入政策と關係が深いのであります。こういうものを

どちらかという、民間の私企業に近い業態にゆだねるということとは、これは國家全体の政策として當を得ないものと考えるのであります。それ以外に官業をやらなければならない理由は、取締りであります。と申しますのは、現在タバコの値段は非常に高いのであります。収益率は大体原價の五倍だと言われております。その大部分は税金であります。従つてこれをやみで流すとか、あるいはやみ行爲をするとか非常に取締りということがあります。これはやはり取締りの必要という点から見まして、政府その他官廳の支配のできるだけ及ぶところに置いておくということが便宜であります。そのような理由で、私はタバコの専賣を中心とするわが國の専賣事業というものは、あまり個人の民間の企業に近いような形態に改組するといふことは、當を得たものでないと思ひます。もちろんこのような案もございします。それはもつと徹底して民間普通の会社にゆだねて、それに税金をればいいじやないか、昔日本でタバコの専賣をやつておりました以前は、タバコに対して印紙税がかつておりましたが、あのようにならばタバコという税金をればいいじやないか、これも一つの案であります。しかしながら現在の日本の財政状態からいふと、この案も必ずしもいいとは言えないのであります。と申しますのは、民間に全然ゆだねて、そしてこれに対して税金をとるといふ場

（一九二）

合はどうかというところ、この場合は営利会社でありますので、会社は利益があります。その利益はどうするかというところ、これは株主に配当されるのでありまして、その部分だけ國家の財政収入は減るといふことになるのであります。こういう点を考えますと、日本の專賣事業の企業形態を、個人企業ではありませんが、会社企業に近いもののようにするといふことは、非常に當を得ないものだと思ふのであります。普通日本專賣公社法案が國有鐵道法案と並び称せられておるので、両方十は一から二つを一緒に取扱う傾向があるものであります。國有鐵道とタバコ專賣といふものは、官業といふ点は同じであります。あるいは今度でできる公社という点は同じであります。内容が非常に違ふのであります。私は鐵道につきましても、もつと私企業に近いような形態をとることが望ましいと思ふのであります。官業は財政專賣である限りは、これは私企業に近づけることは困難だと思ふのであります。この点は鐵道の場合と非常に区別しなければならぬことだと思つておるのであります。

次にまずこういう考えを前提といたしましてこの法案を吟味いたしますと、從來日本の專賣事業には、次のような欠陥があると言われております。そこで今度の新しい法案ではたしてこの欠陥が矯正されておるかどうか、それを吟味してみたいと思ひます。

從來の制度すなわち現在の制度の欠陥としては、いろいろなものがあるが、そのうちの一つは、そのうち一番重要なものは次の三つだと思ひます。そのうちの一つはどうかと申します。

と、事業の能率がよくない。それからもう一つは非デモクラティックである。というものは、民間の要望する声が十分いれられておらぬ。それが二番目はあります。三番目は經理制度、會計制度、これは帳面の問題であります。が、經理制度、會計制度が不備である。そこでこの三つの欠陥が今度の法案でどの程度矯正されておるか、それを一々検討してみたいと思ひます。

まず最初の事業の能率という点であります。從來專賣事業がなぜ能率が上らなかつたか、これにはいろいろの原因があげられております。そのうち一番重要な原因は次のことだらうと思ふのであります。それは官吏の更迭が多いこと、ゆつくり腰を落ちつけて專賣事業に従事することができない。これは何分企業でございまして、きのうはかの仕事をやつていた人が、きょうこの仕事に來たからといつて、急に能率が上がるものではありせん。そこで官吏の更迭が多いということが一つの欠点。もう一つは現在の專賣局は政府の官廳でございまして、普通の一般行政官廳と大体同じ法規によつて縛られておるので、適材を登用し、これを十二分に使うということが困難だと言われているのであります。それ以外にいろいろ事情がありますけれども、こういうことが事業の能率が上がらない原因だと言われております。ところが今度の日本專賣公社法案ではどうかと申しますと、この点は確かにある程度までは考慮されておりました。次のような規定が今度にあるのであります。それは總裁以下重要な役員職員には四年ないし三年の任期が設けられたこととあります。四年ないし三年の任期が設けられ、もちろん任期があつたつて、途中でやめさすといふことはできないわけではありせんが、少くとも任命された人は四年ないし三年は腰を落ちつけて事業に専念することができるとありまして、從來のようにはひんびんと更迭が行われるという弊はためられるのじやないかと思はれるのであります。しかしながら單にこういうことを設けただけでは、はたしてうまく事業の能率をあげ、それから事業に専念できるかどうか疑問であります。が、しかしながら從來の制度に比べまして、こういうことを規定したといふことは、一應進歩と言へるのであります。しかしこれだけでは全部解決したとは言えないと思ひます。

それから次に民主化の問題、現在の專賣局の制度では外部の音が、また要望が制度として取入れることができないようになつておる、これはどうかといふ問題であります。もちろん現在でも絶対に外部の音が專賣局に入らないわけではありせん。國會において議員の方々の御主張、あるいは新聞や雑誌における論議など、もちろん批評も出ておるのであります。が、制度としてどうもとかく官業獨善に陥る危険があるものであります。そこで今度のこの案ではこの点を考慮されて、制度といたしまして外部の声を少し取入れるような機關が設けられております。それはさきにもちよつと申し上げましたように、これは大蔵大臣の諮問機關であります。が、專賣事業審議會といふものが設けられるのであります。これは學識経験者において組織されるものであります。が、これは大蔵大臣の諮問機關であつて、それほど有力なものではありせん。したがって從來なかつた新しい制度であるといふことは注意すべきことと思ひます。そしてこれは單なる諮問機關であるほかに、重要な役員である總裁、監事を推薦する。總裁、監事は專賣事業審議會が推薦したもの、たしか大蔵大臣が任命することになつておるのであります。こういう意味において、やはり民間の音がある程度まで反映するのであります。しかしながらはたしてこれだけで、民間の要望が十分に專賣事業の経営に反映するかどうか、これもやはり問題があるものであります。現在の制度よりはいいといふだけであります。といふのは、專賣事業審議會といふものを置きまして、これは結局は運営いかんであります。とかくおさなり終るといふこともないわけではないのであります。しかしながらこれはせつかくこういう制度が考えられたのであります。それから、これを何とか實際運用する場合に活用する必要があるじやないかと思ひます。

それから三番目は經理會計制度の問題であります。これはきわめてじみなこととありますので、割合に注意されておらないものであります。が、地味なだけにこれは一番重要なものだと私は思つております。そこで民主化がどうか、總裁の任命する場合に審議會が推薦するとか、あるいは任期三年とか四年とか、こういうようなことよりも、これから私が申し上げたいと思ひます。經理制度、會計制度の問題は一番重要な問題だと私は考へてゐるのであります。

そこで現在わが專賣制度における會計制度が非常に不備なものであることはこれは多くの人、專賣局當局も認められてゐるし、それから外部からも絶えず批評があるのであります。と申しますのは、專賣事業はなるほど財政專賣であります。が、しかし一つは民間の企業に近い事業であります。ところが、これに対して官廳會計、官廳簿記が適用されております。官廳會計と申しますのは、收支計算であるとか、それから事業の内容を明らかにする目的のほかに、取締りであるとか、その他官廳事務の必要といふものがいろいろ取入れられております。ために、普通民間の会社の經理會計制度と違ひまして、いろいろな点が不備であります。たとえば原價計算が十分に行われていないとか、十分に行い得ない。それから損益計算が十分に行われていないといふと、これまた官廳會計では十分に損益計算が行われておらないのであります。これは專賣局の場合に限りませず、一般會計におきましても同様であります。民間の会社では貸借対照表と損益計算表といふものが二枚になつております。予算では皆さん御案内の通り、歳入歳出一枚であります。たといふは入つた額を見ても、税金といふようなものは、これは民間の会社の立場あるいは個人的な立場から言ふならば、反対給付なしに得られる利益であります。ところが、官有拂下代金といふようなものは、官有物を移轉して得たものであります。これは利益にはならない。ところが、そんなものをただ歳入として並べ、歳出としてこういうようなものを並べる。そこでこれはそういう制度がいけないといふのであります。けれども、少くとも損益計算という立場から見ま

すと、官廳會計というものはきわめて不備なものであります。そのために一般會計などはそれでもいいのでありますけれども、事業會計におきましては、これではいろいろな点が困るのであります。どういふ点が困るかという結局事業の成績を判定することが困難である、はたして一体うまく事業が経営されているかどうかはわからないのであります。これは事實局に限らず、通信事業特別會計でも同様です、國有鉄道特別會計でも同様であります。が、あれで見ましただけでは何が何だかわかりません。これは一般的なことを言つたのであります。が、もつと内容に立ち入つて、どういふ点が現在の制度では不便かと申しますと、現在の事實局の會計におきましては、國家收入を目的とするところのタバコの財政事實というものと、それから公益事實、すなわち塩、しよのうの公益事實——これは收支計算すると損を覚悟でやつておるのであります。が、このタバコの財政事實と、塩、しよのうの公益事實という二つのものの收支計算が別々になつていないのであります。皆一緒に包括して、特別會計その他に出しておるのであります。そのため一体タバコでどれだけもうけて、それから塩やしよのうでどれだけ損をしていのか。塩、しよのうの、タバコ、おの／＼の成績がこれによつてはわからないのであります。だからどういふことになるかと申しますと、公益事實、塩、しよのうの事實は初めから損を覚悟でやつていゝ。ところがこれが非常に不成績なことをやりまして、タバコというものは必ず利益があるのにきまつておりますので、タバコ

の収益でこれをうまく隠蔽する——隠蔽するという言葉はよくないのであります。が、隠すことができるのであります。これがよくない。これが一つ。それから次にやはり現在の會計制度でよくないのは、事實の利益というものであります。が、事實の利益は一体どうして出るかという場合に、これは二つの側面から出るものであります。一つは生産の行程であります。一つは流通の行程であります。生産の行程からなれば利益が出るかと申しますと、事實局の工場や何かで生産能率の増進をしようと、あるいは生産費の節約を行うとか、こういうことによつて事實局の利益を上げることができるのであります。これは非常にけつこうなことで大いに努めなければならぬ。ところがそれ以上に、もつと利益を上げる方法は、すなわち事實価格の引上げであります。値段を高くすれば大体収入が上がるのであります。これは流通行程からするとところの事實利益の源です。ところが價格引上げによつて事實局のタバコの利益が上つたと申しても、これは事實局の功績でも何でもないのではありません。事實局の方々の努力という点から行くなれば、事實價格の引上げという、流通行程において収入を上げるといふことは必ずしも望ましいことではないのであります。生産行程、すなわち生産費の節約であるとか、生産能率の増進といふことによつて、利益を上げていただくことが望ましいのであります。ところが現在の事實局の予算その他で見ますと、これが必ずしも明確に現われておりません。一体この利益がどうして出たかと申しますと、第一は價格の引上げで出

た。そのために事實局の従業員の方々がたいに能率の増進をやり、経費の節約をやつても、これが表面に出ないために、仕事のしがいがないということもあるのではないかと考えられておるのであります。そこでこれは今度の法案に出ておりませんが、報奨制度を設けてはどういふことが、絶えず事實局の内部及び外部から問題になつております。報奨制度をもし設けるならば、結局利益がある場合に報奨制度を設けるのであります。が、ただ事實利益が多いから報奨制度をやるなんという制度はよくないのであります。これはどうしても生産行程における改革、すなわち生産費節約であるとか、生産能率の増進、この方を基準として報奨制度をきめなければいけないと思ふのであります。今から二十年ほど前にハンガリーでタバコの事實で報奨制度を設けたことがありました。ところがこのハンガリーの制度はよくない立場をとりまして、純益がある割合を越えた場合は、その何％かを従業員に分配するという制度を設けたのであります。これは生産行程における利益と、流通行程における利益を同一視しておるのであります。これは制度としてはよくありません。わが日本におきまして、今度の法案には出ておりませんが、れども、特必ずや報奨制度といふものは問題になると思ひますが、この場合あくまでも生産行程における能率増進を基準にして報奨しなければならぬと思ふのであります。

その次の問題は原價計算であります。が、現在の制度では減價償却が不十分である、と申しますのは、現在の事實局におきまして、減價償却というものは行われておるのであります。が、しかしながら資本は昔のままの低い貨幣價值によつて評價されております。それを基準として償却いたしますために、償却費が不十分であります。そこで昭和二十三年度の事實利益が九百四十三億となつておりますけれども、嚴密な意味で減價償却すれば、この純益がもつと減るのであります。私はこの意味において、これを國家が税金と同じように使うことは、事實局の元を減らしおるのではないかと申すのであります。これはもちろん事實局だけの問題ではなくて、インフレーションの上、再評價するとか、その他のいろいろほかの企業整備とも関連があることと思ひますけれども、しかし現在確かに減價償却が不十分であるといふことは言えると思ふのであります。こういうふうに現在の制度では正確に損益計算が行われておりません。それで損益計算が必要だといふのは、單に事實事業の成績を判定するだけではなくて、次の意味でより以上必要だと言ひたいのであります。それはどういふことかと申しますと、財政統計におきましては、事實利益といふものは租税に準ずるものとして取扱われております。そこでよくわれわれが間接税の計算をするときに、酒の税金であるとか、酒の消費税であるとか、その他いろいろ税金に事實利益といふものを加えて、これをもつて消費税とし、國民負担としておるのであります。ところが一体経理状態、純益計算がはつきりしない場合はどうなるかと申しますと、かりに事實局が非常に浪費をやり、むだに金を使ふとすると、事實利益が減るのであり

ます。事實利益が減るといふことは、あつてますと何か國民の負担が減るといふことになりまして、どうも事實局が浪費をやればやるほど事實利益が減る。事實利益が減るといふことは消費税が減る。消費税が減るといふことはすなわち國民負担が減るのだ。實際は國民のためになつていないことをやつてゐるにもかかわらず、國民のためになるかのごとき感じを興えるといふやうなことになるのであります。これを考へても正確な原價計算がどうして必要だと思ふのであります。ところがこれが現在の事實局における経理會計制度の欠陥だと思ふのであります。そこで今度の案ではどうなつてゐるか申しますと、今度の案の三十四條に財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成が規定され、その公告に簡單な規定があるだけであります。そこで私は非常に心もとなく思ふのであります。が、私が今述べましたような事實が、一体これによつてどの程度までいれられるかどうか。もちろん從來に比べれば、ずつと取入れられておると思ひますけれども、どの程度までこの要求がいれられるかどうか不明であり、よくわからないのであります。もちろん事實局に関する法律はこれだけではなく、あの法律案の中にございましたように、公共企業体の會計に関する法律といふものが——鉄道の分と一緒にするのではないかと申すのであります。が、公共企業体の會計に関する法律といふものが制定される予定らしいのであります。それから事實局だけに過ぎません。事實公社法の施行規則のようなものが必ずできると思ふのであります。が、こういうものをおつくりになると

きに、今申しましたような点が特に御考慮願いたいと思うのであります。

私の申し上げたいところはそれだけでありませんが、結論として申し上げますと、結局現在の制度とあまり大差ありません。これは財政専賣である限りやむを得ないのであります。しかしながら現在と比べますと、確かに従来の弊害を認めて、改善の跡が認められるのであります。しかしながらはたしてこれだけで所期の目的が達成できるかどうかは不明でありまして、結局これは制度の問題ではなくて、運営の問題、入の問題であります。

それからもう一つ最後につけ加えたいことはアルコールの専賣というところは触れていないのでありますが、これは所管の役所が違ふためだと思つてあります。これは何かとともにも考えるべき問題ではないかと思つてあります。

これをもつて私の公述を終わります。○島村委員長 ただいまの井藤氏の御意見に対して何か御質疑がございますか。

○川合委員 井藤さんにお伺いいたしますが、われ／＼は専賣収入の増加という見地から、かつまた日本の財政を健全化するという意味からいたしまして、専賣品の拡充というようなことを考へてゐるのであります。現在専賣品として増加すべき品目はお考えになつておられますか、どうですか。

○井藤公述人 私は考へておりません。これは單に財政収入という立場から言えば、増加するのいいのです。が、しかし専賣品を増加することが他面から申しますと、民間の企業を圧迫することになります。そこでただ單純

に財政の立場だけから言えば、多い方がいいが、しかし民間企業の關係その他の關係がございまして、輕々にきめ得ないと思ひます。ことに財政上の目的である専賣ということになりますと、たとえばダイヤモンドを専賣する、これは弊害がないかもしれませんが、収入が少い。そうすると財政専賣として選ぶものは、やはり相当消費度の多いものでなければならぬ。消費度の多いものは生活必需品とか、嗜好品であります。これを財政専賣にする。極端に申せば米であります。これはよくないということがわかる。そのういたしますと、嗜好品はタバコのように、たいへんの人がたくさん消費して、そして値段を高くしても割合弊害が少いものでなければならぬ。それではほかは何があるかという、酒とか何とか一部のものが残つております。私は方針としては嗜好品を財政専賣にするのがいい。しからば嗜好品として何があるかという、酒とかいろ／＼なものがありますが、私は具體的に何をやつたらいいというしつかりした意見を持つておりません。方針はそういう方針で選ぶ方がいいのではないかと考へております。

○石原(登)委員 井藤先生にちよつとお伺いいたしますが、ただいまの御意見の中に、大蔵省の今日の運営が非民主的である。民間側の意見を聞き入れないというのに対して、私も同感であります。それを除去する方法として、今度定められた専賣事業は非常にいいという御意見がありました。これはこれに一つの疑念と不安を持つています。と申しますのは、最近何か根拠のない委員会がございまして、それをもつて

一つの民主的な團體だというような傾向が各方面に廣がつて参りました。私どもの見地から申しますと、この國會がもつと強く、しかも正しく運営されることによつて、民間の意見が正しく専賣事業の中に取入れられるほかないが、にもかからずこの案によりまして、大蔵大臣がただ三人か七人かの委員を推薦し、その委員のいわゆる進言に基いて、専賣局を完全に運営するための指示が無方針に行われることになりまして、むしろ正しく選ばれた國會の意思より、かえつて七人かそこらの人の委員會の方の意思が強く反映するといふことが考えられるのであります。先生もたゞいま制度より人の問題が中心であると言われましたが、そういう人々の進言によつて大蔵大臣が勤くといふことになりまして、どうも將來の運営に一抹の不安を持たざるを得ない。最近私どもの遺憾に思ひますことは、何かさういふいろ／＼の委員會の意見が正しい意見になつて、國會の意思が正しく反映しない印象を多く受けるがちであります。この専賣事業の審議會も將來さういふ方向に逸脱するおそれがあるのではないかと感ずるのであります。先生はどういうふうにお考えでありますか。

○井藤公述人 確かに今のお説ごもつともで、今おつしやられましたような危惧がないと限らないと思ひます。しかしさつき私が申しましたように、結局は人の運営で、どういふ人を委員にするか、それが大きな問題でないかと思ひます。もう一つ、國會の意思が反映されない。これももつともな御議論と思ひます。しかし何と申しまして

も、國會は政府の方針を審議し、命令される機関でありまして、たとへばこゝろで十二分に御検討の必要があるのではないかと思ひます。結局委員の構成につきまして、いわゆる学識経験者だけに限るのがいいか。あるいは國會議員の方も加えるのがいいか。これに對して私はどちらがいいともはつきり申し上げられません。しかし審議會ができたこと自体がいいというより、こまかな問題については特に意見を述べたつもりはないのであります。

○石原(登)委員 もう一点お尋ねしておきたいと思ひます。どうも大蔵大臣が任命する学識、経験者と申しますと、専賣事業は特殊なものであるだけに、將來きつと大蔵省の専賣關係に従事したことのあるいわゆる古手官僚の隠居場所になるおそれはないかと思ひます。それで私もは少くとも委員任命については單に大蔵大臣が任命するといふことでなしに、少くとも國會のいわゆる承認を求めて任命する。この点まではどうしても持つて行かなければならぬという考え方を持つております。先生は、さういふ考えに對して先生はどういうふうにお考えになっておられますか。

○井藤公述人 これもさきの御質問の御意見と大体同じであります。私は國會の承認を求めるとはあつた方がいいと思ひます。ですが今の原案によりまして、やはりもし委員が適當でないと思はれる場合は、國會において大蔵大臣に対して文句を言うこともできる。さういふ意味において十分

あらかじめ承認を得ておく方がいいのではないかという御意見は、まことにこもつともだと思ひます。

○吉米地(英)委員 井藤さんにちよつと減價償却の問題についてお尋ねいたします。これはお説の通りだと思ひます。しかしこれは官業だけでなしに、民間企業でもあることであり、この減價償却を適正にやるためには、資産の再評價が必要である。そこで資産の再評價といふことになる。そこにいる關係した困難な問題が起つて来ると思つてあります。それにもかかわらず、この際再評價をやつて減價償却を厳密にやつて行くことが、今の時期においては減價償却が適正に行われておらないといふことを忍んで行くべきであるか、その点に對する御意見をお伺いいたします。

○井藤公述人 一般民間企業の場合、これは企業再整備の問題に關連して、税法の關係において法人税は非常に不公平である。これは古い法人税と新しい法人税とは違ふ。それは一般企業の場合に急に再評價することは非常に困難である。これはいろ／＼考へる余地があると思ふ。しかし鉄道とか専賣事業は官業だけでありまして、事務上大なる困難が起らない限り、この際思い切つてかえる方がいいと思ひます。しかしこれはインフレが將來どの程度まで進むか、そのテンポによると思ひますが、現在のテンポの状態でございます。したが、再評價してもそれほど悪影響はないと思ひます。しかしこれがさうと急に下りますと、せつかく評價しても、また評價をやらなければならぬことが出来る。しかし現在いたしましては、これを改革いたしました。

四

大なる手間がかからないし、少くとも官業だけでも影響が少いから再評價する方がいいと思います。

○佐藤(鶴)委員 専賣公社に關しましては、先ほどちよつとお話が出ました。今お話になつてゐるアルコール專賣とか、農民のための米の專賣というやうなことが、やはり農村で問題になつておられますが、これらに対する專賣制度の弊害はどういうことがあるかというところをお聞きいたします。

○井藤公述人 弊害と申しまして、私さつき三つの点を申し上げました。これについても同様のことが言えるのではないかと考えております。さつき申した三つの点は、能率の問題、次が非民主化の問題、それから經理制度の問題で、これは私は共通だと思つております。特にアルコールだけについて、弊害がいろいろあるといふことは、私自身氣がついておられます。大体同じふうに扱えるのではないと思ひます。ただちよつと違ひますのは、アルコールは収入を上げておる。で、それから公益專賣と財政專賣の二つの性格を備えております。これを一つにするときには燃料國策というやうな立場で公益專賣の色彩が強かつたのでありますが、現在はやはり収入が上つておるやうでありますから、ちよつと塩、しよりのうとは性格が違ふところがあります。しかし収入と言ひましてもタバコほどに大きな財源にはもちろんなつておりません。

○佐藤(鶴)委員 米の專賣ということ、今米が大体上つて来ておられますから、農民のために米の買上げということが問題になると思うのですが、そういう点で、農民のために專賣制度を設けるというやうな問題につきましても、やはり消費者の立場にも問題があるりますので、その点について何か御意見を承つておきたいと思ひます。

○井藤公述人 米の問題は、米を專賣するとなりますと、さつきも大体触れましたが、これは財政專賣ではよくないことは問題ないことである。そうしますと公益專賣ですが、農業政策、それからあなたのおつしやいましたやうに、消費者の立場、農民の立場、いろいろなものを含括して問題にすべきで、單に專賣という狭い眼光で問題にするのはどうかと思つております。

○山下(壽)委員 井藤先生にお尋ねいたします。結局において井藤先生は機構改革については御反対のやうであつたので、私もその点はまつたく同感なのでありますけれども、過日專賣局長官からこの公社法案を國會に提出しなければならぬ経緯の御説明を聞きまして、何かに關係方面の示唆もあつたやうでございますし、國家公務員法との関連が重大な問題であつたやうと思ひます。今井藤先生の長所、短所という御説ももつともな点もありますけれども、先生のお話の中に結局人の運賃の問題であるというお話もありましたし、取締りの問題にもお触れになりましたが、その点も同感であります。のみならずタバコの場合、九百四十三億の國庫財政をまかない得る方途が別にあればかまわないという問題でなくて、このタバコの場合、お話の通り嗜好品でございます。嗜好品といふものは、人の嗜好は日々々高まるものであります。日本の葉タバコは今日賠償の対象になつておりますけれども、それは必ずしも優秀なるがゆえではないのであります。そういうことから、もしもこれが民間に移行するといふことがありますならば、約五、六十年の歴史を持つ日本の葉タバコの耕作農民は、血みどろになつて今日の成績を上げておる。それが嗜好品の領域において民間に移行されることになれば、非常に優秀な葉タバコをつくることのできなない日本の耕作農民は、うつちやりを食ふなければならぬ。そういう意味から私は、やはり國家の經營する形態の中に置きまして、そしてより人の嗜好に近づけるだけの品種の改良その他に大いに力をいたさなければならぬ段階に來ておると思ひます。そういうことを今日の貧困な農民の自己犠牲においてやらせるといふことは不可能である。不可能であるけれども、機構が変更されるということであれば、今日まで血みどろになつて努力した農民にうつちやりを食わせる結果になると思ひます。そういう意味から、私は國會としてはこの公社法案に反対すべきものだ。それは時間的な問題もありましよう。それから國庫財政という面から言へば、私は九百四十三億の予算をとる方法、それは別にあります。私は知議がありまけんから詳しくも、私は技術はわかりませんが、あると専門の技術はわかりませんが、あると思ひますが、しかしそれが解決すべき問題でない。そういう意味でタバコの耕作されておる日本の將來の狀態等を勘案いたしまして、結論的に大体先生は反対だと言われましたが、その点では私は同感でありますけれども、なお先生のその面に対するお考えを承つておきたいと思ひます。

○井藤公述人 私結論的には大體反對だと申しましたが、しかし現在の改組の問題が起りましたのは、御案内の通り、よそからの示唆がありまして、それに伴つて起つた。それからもつと重なる問題は、私さつきは触れませんでした。が、労働問題の関連がございます。私さつきは労働問題を抜きにして話をいたしました。が、労働問題との関連となつて來るとまた問題は廣くならぬ。これは御質問の本筋でございます。御質問の本筋は、從來官業の場合には、タバコを栽培しておつた方々がいろ／＼やつておつた。これが公社になるとやうく行かないじやないかという御懸念でございます。これはごもつともだと思ひますが、しかし今度の公社案の内容を見ると、タバコ栽培の指導であるとか、割当額等については從來と全然同じやうなことをやるやうであります。それは從來のやり方がいけないなら、いけないことをさらに継続することになります。が、しかし今度かわりますことによつて、対耕作者との關係はほとんどかわらないじやないかと考えております。

○島村委員長 次に專賣局職員組合執行委員長楠本君をお願いしてあつたのであります。支障がございまして、その代理として勝山進君が出席せられております。同君に發言を許すことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○島村委員長 御異議ないものと認めまして、勝山進君にお願いいたします。

○勝山公述人 私勝山でございます。本問題は七月二十二日付のマ書簡によりまして、その企業体の形態について労働關係法とともに示唆されたものであります。私さつきは了解するものであります。しかしながらその示唆は一つの提案でありまして、公共企業体におけるこの具體的な形態は、日本政府の裁量にゆだねられておるもの、こう思うのであります。しかしながら占領軍當局の經濟的理論を申しまして、戦後の指導原理からいたしまして、戦後における日本經濟の再建指導原理、そういうものはある意味におけるところの自由公正な競争を基礎として組織すべきである、こういうふうな觀點が相當大きく織込まれておることは否定できない事實ではないかと思ひます。しかしながら戦争經濟から平和經濟の移行過程といたしまして、あらゆる方面にわたつて自由公正なる競争がなし得られるかどうか、これは非常な疑問があると思ひます。従つて戦時經濟から平和經濟への移行過程といたしまして、たとえ臨時的にせよ、一つの統制經濟方式が採用されなければならぬ、これが現在施行されておるところの公團であると思ひます。しかしながら今度專賣が公社として整足するところの統制法は、その意味合いにおいておのずから違ふじやないか、こう思ひます。公團法の方は一時的なものであり、專賣の場合には恒久的なところの經濟組織法令でなくてはならぬ。そうした意味合いにおいて制定しなくてはならぬじやないか、こう思うのであります。従つて專賣の場合の組織の再編にあたりましては、その中に一貫するものは民主主義經濟理念でなくてはならぬ。これは声を大にして叫んでいいじやないかと思ひます。ここにおいて今回の日本專賣公社法案を見ると、ただ單に現在の專賣局の

あると私は了解するものであります。しかしながらその示唆は一つの提案でありまして、公共企業体におけるこの具體的な形態は、日本政府の裁量にゆだねられておるもの、こう思うのであります。しかしながら占領軍當局の經濟的理論を申しまして、戦後の指導原理からいたしまして、戦後における日本經濟の再建指導原理、そういうものはある意味におけるところの自由公正な競争を基礎として組織すべきである、こういうふうな觀點が相當大きく織込まれておることは否定できない事實ではないかと思ひます。しかしながら戦争經濟から平和經濟の移行過程といたしまして、あらゆる方面にわたつて自由公正なる競争がなし得られるかどうか、これは非常な疑問があると思ひます。従つて戦時經濟から平和經濟への移行過程といたしまして、たとえ臨時的にせよ、一つの統制經濟方式が採用されなければならぬ、これが現在施行されておるところの公團であると思ひます。しかしながら今度專賣が公社として整足するところの統制法は、その意味合いにおいておのずから違ふじやないか、こう思ひます。公團法の方は一時的なものであり、專賣の場合には恒久的なところの經濟組織法令でなくてはならぬ。そうした意味合いにおいて制定しなくてはならぬじやないか、こう思うのであります。従つて專賣の場合の組織の再編にあたりましては、その中に一貫するものは民主主義經濟理念でなくてはならぬ。これは声を大にして叫んでいいじやないかと思ひます。ここにおいて今回の日本專賣公社法案を見ると、ただ單に現在の專賣局の

看板の塗りかえである。それは大蔵官僚の温存と官僚支配原理、そうした観点に立つておるものであつて、國營企業がどういふ形態においてほんとうにいい形がつくり出されるか。こういうようなことをちつとも考えない、重大なるキー・ポイントを忘れてただ単にどうすれば労働者の罷業がでなくなるか。またいかにしてこの保守的官僚制度を残して行けるか。こうしたことをきゆう／＼としての中に織り込んでおる。こういうことが如実に現われておる。この断定するものでありま

るところのかんしよ、ばれいしよでありま。このかんしよ、ばれいしよといふものは、農村のいかなるところにもできる。こういうようなことから、生産量が非常に多くて、なおかつ日本全領域に廣がついてる生産物でありま。従つて現在におけるところの農家経済の中核生産物をなしておるのであります。しかもこれは非常に腐敗しやすいので、これを切りばしに、アルコール原料に供出することによつて、かんしよ、ばれいしよの最低価格というものが保障されております。しかるがゆえにかんしよ、ばれいしよのような日本の代用主食として最大の、最も必要な物資を確保することができて

たします。しかしながら現在アルコール專賣は商工省にあります。少くも國家の企業といふものは一般行政系列と別個にあるのが当然であります。行政機構の複雑化を防ぐためにこそ國營企業として別個に離れるのが順当じやないか。さすれば一般商工行政をつかさどるところの商工省にあるのは不当である。これは当然專賣公社の方に移すべきであるという見地から、私はこのアルコール專賣を專賣公社発足と同時に四專賣を統合して、統合の形において專賣公社といふものをつくりて行きたいと思ひます。従つてこの專賣公社法案の第一條にアルコール專賣法昭和十二年法律第三十二号を加えていただきたいと思ひます。

それから本法案の第二條におきまして、日本專賣公社なるものは政府と別個の独立的法人格を付與されております。すなわち國營企業はその存在目的として一般的に公共性を持ち、また政策的手段性を持つ。また他方においては一つの企業性がなくてはならぬ。これが大きな問題ではないかと思ひます。が、しかもこの企業性が民主的であり、かつ合理的能率的に經營されるに

ております。従つてこの第九條における專賣事業審議會の問題にもとりまされども、この法案で見ますと、大蔵大臣が單に學識経験者として委員長以下七名の者を任命する。こういうようなことになつておられますけれども、これはただ單に學識経験者の美名に隠れて、旧大蔵官僚のカムバックを意味するものである。しかもこの事業審議會が總裁以下を推薦するというようなことでは、完全に旧大蔵官僚の集まりができるのであつて、何ら民主的運営は行い得るものではないと思ひます。従つてこの第九條の專賣事業審議會に対しては、徹底的に反対いたします。それから第十二條は今言いました第九條との関連性において、總裁以下の役員

第一番目に、タバコ、塩、しよのうのほかはアルコール專賣を統合すること、これはアルコール專賣を國營企業の一環として持ち込まれた既成事実においては、すでに皆様の御承知のように、昭和七、八年から十一、二年におけるところの、あの農村経済恐慌時におきまして、農村の救済対策、それから戦時経済におけるところの燃料國策と並行いたしまして、アルコール專賣を施行したのであります。しかしながら戦時終結した今日においては、このアルコール專賣は、当然專賣をはずして、自由な民営にまかすべきである。こういうような意見はないとは言えないと思ひます。しかしながらこう

とが産業の民主化であると言つても過言ではないと思ひます。なおアルコール含有飲料は、現在酒税法その他の徴税方式によつてとつておりますけれども、現在税金として取上げる場合には、非常に困難が伴つております。それよりも國營企業として、その企業の利潤によつて、國庫の増収をはかつた方が、より確実性がある。この断定

はどうかしらしいか、こういうことを考へなくてはならない。従つて公社は純然たる民營企業と異なつて、一方においては政府の権力を帯び、一方においては一般民間会社のような自由な運営能力を具備するところにその存在価値があると思ひます。ここにおいて私は次の事項を要望いたします。第一に政府支配からの脱却、これは人事管理に對して柔軟性を持たせることであります。第二に行政監督からの解放、これは行政と經營の完全な二分化であり

ます。第三に財政的中央集權改革を要望いたします。その一といたしまして會計検査院からの検査除外でありますけれども、これは財政專賣をモットーとしておる現段階においてはとうてい無理であると思ひます。しかしこれは一般の會計検査と異なつたところの特殊な會計検査法をつくりまして検査していただく。なお經營自体に財政上ある程度の自由を與える。これは前項の會計検査院との関連性においてであります。要するに公社の企業的主自性と公共性とのバランス・ポイントをどこに求めるか、これが本日本專賣公社立案者と私との見解の相違でありまして、一方においては公共性、企業自体の自主性、これとのバランス・ポイントをどこに求めるか、ここにおいて相當の隔りがあると思ひます。

それから第九條の專賣事業審議會であります。これは公社自体の經營上必要なものであります。当然公社の中に置くべきでありまして、公社以外の大蔵省に置くべき性質のものではないと思ひます。私はこれにかえるに專賣公社の管理委員會といふものをつくりたいと思ひます。この管理委員會は國会の任命によりまして内閣總理大臣がこれを委嘱する。従つてこれが日本專賣公社運営上の最高決議機関として発足していただきたい。なおそのほかには專賣公社監査委員會といふものを設けて、これは消費者代表、學識経験者の代表、從業員の代表、この三者が一体になつて專賣公社の會計、業務企画について監査をする。この二つが專賣公社の外にあるものであります。それから中においては總裁以上大体この案と同じような考へを持つ

してはある程度の責任を與えて、十分に技師を發揮させる。そうして技師、経営の全面にわたつて能率を上げ、成績を上げることがすなわち益金でなければならぬ。今のうちにタバコの値段を上げたことから益金が出るというやうな、こういう間に合せめ、安易なタバコの値のきめ方が一体あるかどうか。私はこの専賣公社法ができて、專賣公社ができて、一体この總裁がどれだけの裁量をもつてやれるのかと云ふ

どれだけの裁量をもつてやれるのか」ということについて、この法案に非常に疑問の点が多いのであります。たとえ、ば今までの專賣タバコの値段のきめ方、一つを考えてみましても、專賣局の長官がだれかによつてはかつて、自分の責任でもつてきめていかうか。タバコの値上げをするときは、いつも、財源が困つて、いるから、そこでとりあえず、一番安易な方法であるタバコの値上げをする。たとえば今度の追加予算でも

新しい財源として配給タバコの値上げをやるということが伝えられております。配給タバコの値をこれだけ上げれば、これだけの益金が出るというのであるが、はたして出るのかということをかまわずにそういうことを出している。先ほど前の方がおつしやいました

が、ちねんとして傳えられているところでは、今一番御自慢であるところのタバコであるピースが、毎月十億ずつ、販賣計画の予算よりも賣れない。おそらく年度末には百数億の歳入欠陥を出すだるうこと言われておりますが、こういうようなことは、この價格のきめ方に合理性がないということの一つの証拠なのであります。ですから大抵事實局の益金をどういうふうにつかんで、それを歳入財源としてできる

かという点については、もつと慎重な、合理的な取扱い方が必要であつて、それには少くとも日本専賣公社というものができたならば、その一つの事業として、どういふ計画で、どういふふうにかつて賣れて、益金が上るかというのをきめなければならぬ。それを外部の官僚なり、あるいはまた政治家なりがつかつて、タバコを幾らに上げたかどうなる、しかもその上げる者の考え方が、これは嗜好品である、中には、せいたく品だからのまなければいけぬのだ、そういうようなことを言っている。もしものまなければ賣れない。高く買えなければ賣れない。こういうことが今日の時局に対する大衆の一つの批判を起しているのではありません。私も敗戦國民であつて、タバコも十分のめない、生活水準を切り下げなければならぬということばかりかつておりますけれども、今日多くの潤いのないこの生活の中でもつて、一抹の喜びを満たそうとするものは、働いたあとの一服である。この一服のタバコも十分にまかせないような政治というものは、これは非常に大きな問題となるのです。タバコの値上げをどん／＼やつていながら、しかも賃金の安定をやろうというやうなことは、私は成立しないと思ひます。でありますからこの日本専賣公社に対しては、もつと企業性を與え、市場というものも考へて、すなわち消費者というものを十分に考へて、つづなタバコを賣る。しかも企業としての面において合理化をやつて、能率を上げて行く、そういう建前でもつて、もう一度この日本専賣公社法案を練り直す必要があると私は思ふのであります。

先ほどから問題になつております審議会の点であります。先ほど議員の方がおつしやつたように、このごろいろいろな法律ができる、必ずその法律に對して何とか委員会という由ぶりなんものができるとありますが、こういうものは非常に社会的であるかのごとくに見えて、実はそういうものを動かしているところの官僚の都合の道具になるのであります。およそ今日までの委員会制度というものは、どことくそつた点で官僚の独善的な支配をする一つの飾り物でしかなくつたのであります。でありますからこの審議会というものを對しては、絶えずこれが國會と連絡をして、少くとも大蔵委員会の重要な人はこの中のメンバーになる、同時に大衆、いわゆる消費者を代表するところの人を入れる、それからまた専賣關係の人を入れるというようにして、この審議会の中ではあらゆる方面の要求がそこに反映して、そこで妥協なところをきめるやうに運営されなければならぬと思ふのであります。この審議会というやうなものを天くだりのに、たとい大蔵大臣がつくつても、それがほんどうに力を發揮するためには、その背後にやはり社会力というものがなければならぬのであります。そういう点でこの審議会というもののについても、十分に検討される必要があると思ひます。

そのほかこまかい点につきましてはいろいろ疑問がありますが、私は總裁の任期が今までと違つてはつきりしているけれども、今までは専賣局長官がぐる／＼かわつたり、あるいは役人がやたらにかわつていた。こういうことを言つて失礼であります、専賣局といふところは、大蔵省の一つの特別なところで、大蔵省の人が休むときはちよつと専賣局へ行つて休む、そうしてまたもどる。あるいはこれは次官にしたいけれども、次官にはなれないから専賣局長官にして箱をつけてやる。はなはだ失礼であります、専賣局長官といふものに対しては、そういう印象をわれわれ大衆は持つてゐるのです。今度の公聴会の組織は、ほんとうに事業のできる、そうしてまかせ得る腕腕家と呼ばれる、ある程度の企画性と計画性を持たせ、私企業といふところを持たせて、いわゆる創意工夫といふものを十分に發揮させる。そうして同時にその経営の中においては、つづな管理をやる。労働者問題についても、今のやうに労働者が非常にストライキをやるのは悪いといふやうなことでなしに、この労働者に対しては、経営者としてのつづなな管理をやつて模範を見せる。少くとも公聴会である以上は、そこに民間に対する模範を見せる。今日労働基準法といふものができても、それが十分に守られていないやうな状態にある。殊にこの専賣公社では婦人労働といふものを非常に重要な対象にしてゐるのであります。この婦人労働といふものに対するつづなな管理ができるか、できないかといふことは、日本がどれだけの民主化といふものの標準を示すかといふことを意味するのであります。同一労働の同一賃金といふ原則、男女の区別をしないといふこと、婦人の生理に合つたところの労働條件を合理的に與える、そういうやうなことがこの専賣公社において實現されて、一つの労働管理の模範を見せて、しかもそういう裏づけがあつて初めて産業平

和といふことは達成せられるのだと思ふのであります。こういう努力と方法とを専賣公社がやれるやうな組織に改善して、運営するやうにすることが望ましいと私は思ふのであります。はなはだ簡単な率直な感想にすぎませんが、これでごめんこうむります。○島村委員長 それでは次に全國製塩業労働組合連合會書記長堀日吉さんをお願いいたします。○堀日吉氏 私は実は昨日まで、このたびの塩收納停止に伴ひまして全國的に各地に問題が起つておりますので、兵庫縣の方におりまして、幸い書記局の方から連絡が円満に行きまして、本日十時に参つたものであります。從つてこの問題に対する資料といふものを本部に置き忘れて來ておりますので、ごく断片的にお話してみたいと思ひます。

私は、塩といふものについて皆様にもう少し認識をしていただきたい、こゝういふ観点から、私は、現地の塩製造人、すなわちわれ／＼塩生産者として、専賣公社法案といふものについて意見を申し述べたいと思ひます。まず私が感ずることは、今回の塩收納停止といふものはいかにして起つたかといふこととあります。われ／＼三万の労働者は今やまつたくお先まつくらな状態にありまして、その中の三千名はすでに餓死の宣告を受けておるやうな次第であります。この専賣品の塩といふことに対して、われ／＼國民は非常に関心が薄い。先ほどからいろいろ伺ひしてありますが、タバコといふものは専賣品の中におきまして非常に重要な地位を占めておりますが、塩といふことに対してはわれ／＼國民は非常に認識が薄いのであります。われ／＼が考へるのは、先般の大戦におきましていかに塩といふものに不自由したか、このことを考へ合せますと、われ／＼は民族的に、すなわち八千万國民一人十キロとていたしまして、八千万トンの塩を確保しなければいけない。このように考へるのであります。その八千万トンであります。現在日本の塩業の総生産量は、約九千万トンの設備がある。但しこれは、戦時中に塩の不足に伴ひまして自給製塩といふものを専賣局は奨励し始めたのであります、その結果、その処置ができないうちに現在の状態が來ましたので、非常に在來の専賣製塩と自給製塩との摩擦がすなわち矛盾を來しましたので、在來の専賣製塩は、すなわち九千万トンの中で約五千万トン、そうして轉換製塩約七千万トン、あとは自給製塩である。このやうなことになるのであります。戦時中の遺物の自給製塩といふものをはつきり取除き得ないために、その自給製塩の高額な値段に便乗して、すなわち在來の塩業者もこの値段によつてやみ企業を行つたといふことが現実の問題であります。そうして、私が特に申し上げたいのは、今回の塩收納の停止に伴ひまして、昨年度における塩生産量の予定はすなわち三千万トンである。現在われわれが九千万トンの能力を持つておるのに三千万トンの生産計画をした。そのうしてその金額は三十一億円である。このやうな、現に九千万トン、八千万トンの生産があるにもかかわらず三千万トンの計画をするといふところに非常に矛盾性がありまして、約三千万トン、四十万トンのやみ生産が現実に行

わたることが今日の事態を起す原因になつたのじやないか。このように考えるものであります。まず私は現在の塩業労働者の立場から申し上げてみますと、専賣法が施行されて五十年、その間何ら基本的な専賣法の改正というものはなく、現在でもあの専賣法には非民主的な文句が使つてある。そうしてその専賣法の中に、中間搾取的な水請負人、そして小作人、こういう段階がありまして、そしてその下に労働者があるのです。これは明らかに現在施行されておる労働立法と違反するものであります。ゆえにわれわれとしましては中間搾取の反対運動をたゞいま展開しておりますが、まずこの専賣法の面から取除かなければこれはなか／＼むずかしいのであります。だから私はまず専賣法の基本的改正を行つていただきたい、これをまずわれ／＼労働者としたら要望する次第であります。そしてその中には、まず塩業組合法、専賣法の中に塩業組合法がありますが、これは多分に個人個人の塩製造人を擁護したものであります。全業的の責任は何ら塩業組合は負つておらないわけでありまして、なわちその塩業組合は、会計監督、検査といふものはつきり行つたように規定してありますが、いまだかつて敗戦後行つたためしがないといふことを明らかに聞いております。そして、この塩製造人と申しますと、一町浜、二町浜といふような零細な経営者が多いのであります。全国で二千三百の経営者があるはずであります。今後われわれはこの公社案ができましたあかつきにおいて、この公社案と現在の民間の経営者といふものとのつながりが、

どういふところにあるかといふことを、私はこの法案を見ましてまず感じただけであります。現在までは、専賣局といふものと直接のつながりがありまして、相当責任を持つていただいておりますが、今後この公社ができたあかつきにおいて、民間企業たる、すなわち塩の製造人の権利義務といふものをもちろん専賣法にうたわれたいと思ひますが、その責任はたれが持つてくれるのであるか。そして私が申し上げたいのは、この専賣品価格の審査委員会といふものに対しては、われ／＼の民間企業としまして、われ／＼の生産コスト、すなわち原價計算といふものに對しまして、何ら一片の考慮も拂われないうのが、現在までの塩の生産価格の方式でありました。このために、われ／＼は、その中に労働賃金費といふものは、三千七百七十円——現在われわれは三千七百七十円の平均賃金をいただいておるものであります。このようないふ矛盾した労働賃金を賠償金価格の中に含むといふような在來の天くだり式な専賣品価格の設定を見ないようにな社の中に入れていただきたい、このように考えるものであります。そして、われ／＼は現在小作人、鹹水請負人といふような中間搾取がありまして、これは専賣法の改正に伴つて、やつていただきたい。そしてわれ／＼現在の労働者、全国三万の人間は、まだ退職金の規定がない。専賣法によつて、すなわち官業でありながら、われ／＼労働者に何ら將來の保障がなされてない。またたく一年雇用制であります。従つて退職金の規定も、まだどこもありません。すべからず私はこの公社に對しまして、せめて実質的な公社を設

立する意味におきまして、現在の塩業の塩の製造の部門を公社に包含されて、弱体化する今までの塩業企業の零細的な面を排除して、塩の製造権をよりよく公社に包含されて、民族的な塩の企画を立てられ、その線によつて私は塩業の救済を行つていただきたい。このように考える次第であります。われわれは現在全国的に争議中でありまして、ただちに本日歸りまして、また香川なり矢口、こういう方面にまわつて歩くのであります。まずわれ／＼は中央に來まして非常に感ずること、は、専賣局が單に中央のみにおいてすべてのことをやつており、現状を一つも把握していないといふことを私は申し上げたいのであります。もちろん國會議員の方々も塩に對しましては、確かに不認識な点が見えるように考える次第であります。われ／＼は塩は民族的に考へまして、せめて食塩、すなわち七、八十万トンの塩は、日本國內において生産すべきはほんとうの日本民族の行き方ではないか。このように考へておる次第であります。従つてこれを確実にするためには、まず今の零細な経営者の面を排除しまして、眞に民主化する公社の中に製造部門をも包含することによつて、私はこの解決を見るのではないかと考へる次第であります。はなはだ簡單であります。断片的に申し上げました。

○島村委員長 御質疑がないようでありますから次に移ります。

次に全國塩業協議會常務理事景山鼎君にお願いいたします。

○景山公述人 ただいま塩業労働組合の代表者の方から、るる御説明がありました。私は経営者の立場から一言所

感を述べさせていただきます。今回突如として、塩専賣は他のタバコ、しよりのうととも、専賣公社案として本議案に提案されました。われ／＼塩業者としましては、実に意外に思つております。塩専賣につきましては、おの／＼人によつて議論がありまして、うが、多年直接その業に携わつて來ました私たちとしては、端的に言ひまして、從來の塩専賣に大體満足して來ております。それを何ゆゑに今般専賣公社に変更する必要があるのか。いまだに十分納得が行かないのであります。換言すれば、從來のままでどこが悪いのかといふことであります。もちろんわれ／＼としましては、從來専賣局に對し、ときに論争も、非難もしたことがございますが、それはわれ／＼の事業をよりよくしたいという意圖に基いたものでありまして、大體今までの専賣局とわれ／＼の主張が適當に織り込まれて、今日まで來たのであります。従つて運営よろしきを得れば、現状のままでさしつかへなく、これを専賣公社に代へることに對しては、遺憾ながら心から賛意を表しかねるのであります。これは今労働組合の代表者の方から言われたのとまつたく反対の見解を持つております。世に世に塩専賣を非難する者もありましようが、明治三十八年以來今日まで、時の政府が常に時代意識に應じてこれを運営して來た功績は、特筆に値するものがあると思ひます。すなわち單位面積の生産量を見ますと、専賣創設當時に比しまして、今日は数倍になつております。また塩の質を見ますと、當時五等塩であつた不良塩、塩化ソーダ五——六〇%が今日では九〇%以上になつており

ます。コストの面からいいますと、大體時代の動きとともに、貨幣價值が減つております。特に今日のごときインフレのときにはそれがはなはだしいので、その面だけで眞相をつかみ得ませんが、これを原單位によつて見ますと、その進歩の跡がはつきりと現れております。たとえばコストの中で最も多額を要している燃料の点について見ますと、以前は塩一トンについて一トン半も二トンも石炭がいりました。が、今日ではわずかに六千カロリぐらいな発熱量を持つといひます。すなわち、塩一トンについて半トンで済みます。一體世の人は塩について非常に無関心で、われ／＼もその点については遺憾に思つておりますが、これは反面、從來安い塩が豊富に得られたから、長い間にそのような觀念が養われたのであらうと思ふのであります。すなわち、いくらわれ／＼の実生活に必要欠くべからざるものであつても、それが高價なものか、あるはきわめて得がたいものでない限り、ややもすればそのありがたみが忘れがちなのは人情であります。最近塩の需給が円滑を欠き出して、初めて一部の入々の注意をひくようになりまして、それまでは大部分の人が無関心であつたことは、塩がいつどこでも多量にかつ安價に入手し得たからにはかならないと思ひます。かくのごとく生産面からいつても、質の面からいつても、はたまた原單位の比較から申しまして、進歩の跡著しく、かつ終戦前まではほとんど食料塩につき國民に何らの不自由も感じさせなかつたこと、これらの功績は、一に塩専賣の運営よろしきを得た結果にはかならないと思ふのであります。

かかる意味におきまして、私は塩専賣なるものは、從來ともりつばな成績をあげて来ているし、われ／＼経営者も事實上に政府と協力して、長年斯業の發展に努力して来まして、塩専賣の美点というものを痛感しております。従つてわれ／＼に、塩専賣をかける必要があるかと問われますと、將來はいさ知らず、現在その必要はないと断言するにばからぬものであります。それゆゑに、できれば現状のまゝがよろしい。ここに御臨席の各位に、なぜ専賣公社案にせねばならぬのか、このままではいかぬのかといふことは、むしろ私の方が質問したいくらいであります。今回の専賣公社案が労働問題にその端を発しているというに至つては、なおさらその感を強くするものであります。戦後ははいとして労働問題が勃興して来まして、われ／＼のところでも労働組合が次々と結成されて、いろいろの要求に接しておりますが、われ／＼としても、経営者の立場から謙虚な気持ちで、聞くべき点は聞いております。またわれ／＼の立場から納得の行かないところは、遠慮なしに拒否しております。こうした氣持で労資双方が納得の行くところに落ちついて行けばよいのではないかと、これがために塩専賣をかける必要はないと思ひます。ここで注意していただきたいことは、われ／＼は塩業経営者であります。塩の製造は先般來問題となつておりましたタバコなどと非常に違つております。塩については政府は單に行政部面、流通部面、たとえば收納とか販賣とか監督といった方面をやつておられます。タバコのごとく政府そのものが生産をやつておりません。この点は

非常に異なつておる点であります。タバコの方は従つて労働者も多くまた労働組合も政府の部内にあります。ところが、塩専賣ではわずかに政府職員はただいまの行政部面、流通部面に従事してゐる方々だけであると思ふのであります。換言しますれば、タバコは生産までやつてゐるが、塩は生産はなく、行政部面だけであります。かかる意味から私たちは労働問題の面からも、何も塩専賣を変更するほどの必要はないと思ふのであります。敗戦後の日本はわれわれの考へてゐるように行かない点もあるものであります。事ここまでは来るのに、紅余曲折もあつたと思ひます。事情やむを得ないものもあるうと思ひますが、われ／＼塩業者としては塩専賣をかける必要はごうもない、現状のまゝがよい、こゝ信じておるものであります。かかる意味におきまして、今回提案の専賣公社案は、從來の塩専賣と本質的に異なるものであります。すなわち、内容が根本的にまったく違つてゐるものであります。大いに議論の余地もあるのですが、大体において從來の塩専賣と大差がないのであります。この程度のものであらへて異論は申しません。ただここにはつきりと申し上げておきたいことは、これを契機としまして、將來根本的に変更を加へられないといふことである。すなわち從來の塩専賣の美点といたうか、特長をいつまでも維持して行きたいと考へております。重ねて申しますと、今回の公社案は從來の塩専賣とほとんど異なつてゐないので、從來の塩専賣のもとで、われ／＼がいつにその社会的使命を果たして来ましたように、本公社案のもとにありまして

も、やれると信じております。そうしな意味で本案を根本的にくつがえすような意見は持つておりませんし、しいて塩専賣法をかける必要も認めませんが、やむを得ずかゝるとしても、その程度ならあえて異論は申さないといふ、きわめて消極的な意見でございます。とは申しますものの、考え方によつては大なる変化とも言へますので、次に修正案の二、三の点について、塩業経営者としての意見を述べてみたいと思ひます。

第一は先ほど來次々とお話がせられておりました審議会の構成の問題です。本案を見ますと、今後公社の運営は審議会によつて左右されるように考へられますので、官僚統制の積弊に陥らないように、この機構の構成者は学識経験者となつておりますが、これはあくまで事業に精通した人を充てられたいと思ふのであります。また塩業の能率向上を期するために、事情が許せば塩業界からも代表者を出していただきたい。すなわち学識経験者ではこれが漠とした感がありますので、そういう純粹の意味の人はばかりでなく、専賣事業に経験のある者という解釈のもとに、そういう條件にかなり人も入れていただきたい。何分事業が多岐にわたつておりますので、六名という人数でさういつた條件を満たし得ないならば、若干の増員もやむを得ないのではないかと、とにかく事業に理解、精通せる者を必ず入れていただきたいと思ひます。

になつております。またたいま労働組合の方の御意見では、全部そうした方がよいのだといふような御意見も出ております。しかし私たちはさういつた見解にはまつたく反対であります。なるほど政府もきわめてわずかな製塩をやつておりますが、全体的に見ればもの数ではありません。これはおそらく防府工場と指さされてゐることと推察いたしますが、これと同種の眞空式工場が現在民間に約十六工場ございまして、これらの成績を比較してみますと、政府工場より民間工場の方が成績はるかに優秀であります。他のタバコとかしうのうといふような方面のことは知りませんが、塩に關する限り官營と申しますか、國營と申しますか、政府工場より民間の方が成績がよい。またわれ／＼も民間の方が能率が上ると信じております。従つて塩の製造に關する限り、これを民間にするという原則を確立していただきたい、こゝう思ひます。具体的には、本案の塩製造という字句を抹消して、防府工場も適當な價格で民間に譲渡する。すなわち塩の製造は能率的な民間に全部まかせ。公社の事業としては、收納、販賣、試験場、試験場などを定める。この原則を本案に明白に示されたいと思ふのであります。しからばただいまの平が業者のごとく、ややもすると採算が合はず、経営不能に陥る向きに對してはどうするかという疑問も出て来まして、これがあるゆゑにこそ公社の妙味を発揮して、引合ふように賠償金を決定するとか、特別金融の道をはかるとか、從來のごとく低利資金の融資とか、補助金の交付といふことをしていただきたいと思ふのであり

ます。民間という能率的な長所と現在の生産力をあくまで温存するといふことを建前として、一時的の窮迫者が出来ても、これは何らかの方法により救済の道を講じていただきたいと思ひます。

なお公社案といふなる関連性を有するかつまびらかにしませんが、現在政府により設備の改造、補修が禁止されておりますが、これが目下民間製塩業の能率向上をいかに妨げているか、筆舌に盡せぬものがあります。もし近い將來、塩業者中に経営困難な者を生じたとしますれば、必ずやこの禁止のために能率的な設備の採用をなし得ないものであるといふことを断言してはばからぬものであります。この種の禁止を解き、かつわれ／＼に豊富に電力をくださるならば、つまり事業を電化すれば、内地塩のただ一つのがんであるコスト高という問題も容易に解消します。そうして内地食用塩の確保といふことに磐石の重みを加へます。貧乏國の日本が塩のために多額の資金を外國に拂うといふ愚かしさもないで済みます。ただいまは連合軍の好意によつて百万トン余り輸入しておりますが、それは御承知のガリオア資金があるためで、ほとんどだに近しいような相場でございますが、正常な状態に日本が復歸したときには、一ドル三百円としまして、三千万ドルという外貨を支拂わなければなりません。こゝういふことが許されるものではない。たとえば許し得ても、日本では不足分をまかなうといふ日本の塩業政策を根本的にこの機会に樹立してはしいと思ひます。終戦後、もちろん戦争その

ものをわれ／＼は負けるとも考えてい
なかつたが、非常に塩業政策というも
のが混乱して、今一体どういう政策の
もとに動いているのか、われ／＼にも
わからぬのです。そういうことで、
この必須不可欠の塩というものを放任
しておくといいことは、もつてのほか
だと思ふのであります。

第三は公社の機動性発揮という点で
あります。公社の取扱う事業は、すべ
て営利事業であると断定してさしつか
えないと考えるのであります。しから
ば最も要請されるのは、機動性の発揮
ということであらうと思ふ。かく
のごとき意味におきまして、私は必要
に応じて地方に大幅の権限の委譲が望
ましい。それと同時に本案を見ます
と、予算が國會の承認を受けることにな
つております。営利行為を予算で拘
束することは、はたしてどうかと考
えられるのであります。営利事業はど機
宜の処置を要求されることにはなはだ
しいものではないのであります。これを
拘束して、必要な場合にまた追加予算
などということになりますと、いたず
らに事務の進捗を煩雜にします。経営
の弾力性を欠く結果となり、ひいては
営業成績も上らないのではないかと考
へてあります。よつて民間企業のご
とく、収入によつて支出をまかなわ
せ、会計予算についてもいたずらに拘
束せぬ方がよいと思ふ。公社は独
立採算制がとられるやに承つておりま
すが、右に懸念したような事情におい
て、目下收納停止のような状態が、再
び繰返されるがごときことが万一今後
ありましては、ゆゆしき不祥事である
ばかりでなく、われ／＼塩業者のこ
むる迷惑もはなはだしいのでありま

す。ただいま労働組合の方から、だん
だん全國に誠意者が出ておるとい
ことを申されましたが、実際にこうい
つたことになる、われ／＼も好まぬ
ことながら金融部門に行き詰つて、や
むを得ずさういつた手段に、経済力の弱
い人は出でざるを得ない結果になるの
です。私もこれが國策に基いて永遠に
廃止するといふのならともかく、一時
的にさういつた事務的のふしだらなた
めに、さういふ犠牲者を出すといふこ
とはもつてのほかだらうと思ふ。
われ／＼として事を好むのではなく、
そうせざるを得ないやうな現実の機構
そのものを、かえてかかる必要がある
と思ふ。よつて私は専賣基金は全
額國庫に納入するとも、あるいは監督
をいかに嚴重にするとも、公社の機動
性発揮のため、下級官廳への権限の大
幅委譲をなし、予算を國會において審
議せず、自由にした方がよいと思ふの
であります。

次に多少理想に走るかとも思ふ
が、第四は、價格審議機関といつたこ
とを考えております。この点について
は全然公社案は触れておりませんが、
何さま一千億に近い基金を國庫に納入
すべき使命を帯びておる特殊法人であ
ります。その價格も独占價格であり、
統制經濟下に現在では物價が價格の決
定をされておりますが、これも永久的な
措置とも考えられませんが、特殊の
價格審議機関が必要と思ふのでありま
す。またわれ／＼の現在の塩の賠償金
を見まして、営利事業であるのかか
かわらず、利潤が計上されておられま
せん。これはまづたぐ不合理だと思ふ
のであります。また塩は主食に準ずるも
のとして、米麦に次ぎ販賣價格もきわ

めて低くされておりますが、これは現在
の二倍、三倍にしても何ら國民生活に
は大なる影響を與えるものではありま
せん。大体われ／＼が一箇年に所要す
る數量が十キロであります。現在一ト
ン一万五千元、一箇年にわずかに百五
十円。これを二倍にしても、三倍にし
ても、実生活にはさまで影響はない。
隣國の支那では塩税といふものがかつ
て大なる財源となつていたといふこと
を聞いております。この程度はともか
く、食塩では赤字が出がちな過去
の経緯にかんがみ、これを思い切つて
値上げして、相當の基金を出してい
と思ふのであります。食塩は現在公益
事業、それから収入を上げておられま
せん。収入を上げていないだけでなし
に、赤字すらも出て、それがためにわ
れわれは非常に迷惑している。その引
上げのウエイトが、米麦に準じて非常
にむづかしいといふことを聞かされて
おりますが、これは米麦ほどいいら
ない。わずかに十キロ少々あつたら
それを二倍、三倍にしたところで、一
箇年に百五十円や二百円の金でござ
いますから、さまで問題にする必要はな
いのではないかと思ふ。

かくのごとく買上價格にしろ、賣渡
價格にしろ、議論の余地がありますの
で、政府、公社、製塩業者、たとえ
われ／＼のような経営者、消費者、学
識経験者とか、あるいは労働組合の方
も交えた價格の審議機関を設けて、
経営者も立ち行き、消費者も納得が行
き、しかも國家にも貢獻できるやうな
民主的な買上價格、賣渡價格の審議機
関を設けたらどうかと思ふ。
以上二、三にわたりまして、愚見を
申し上げましたが、冒頭にも申し上げ

ました通り、從來の塩專賣の美点長所
を知つてゐるわれ／＼塩業経営者とし
ましては、これを現在根本的に變更す
る必要を認めません。現行のままとい
ふと思ふがゆゑに、端的に言へば、こ
れは審議未了になることを私は歓迎す
るわけでありまして、事情やむを得ず
公社案として再出発するにあたりまし
ても、その内容は從來の塩專賣とほと
んど大差がないがゆゑに、あえて異論
は唱へません。ただいま申し上げたよ
うな二、三の点につきまして、われわ
れの希望が入れられれば、望外の仕合
せと思ふのであります。(拍手)

○島村委員長 別に御質問もございま
せんようですから、以上をもちまし
て、本日予定しておりました公述人の
公述全部を終了いたしました。
公述人の方々は御多用のところわ
ざわざ御出席いただきまして、いろ
ろ有益な御意見を拜聴いたし、日本專
賣公社法案の本委員会における審査
に、多大の御便宜をお與えくださいま
したことを、委員一同にかわりまし
て、厚くお礼を申し上げます。
本日の公聴会はこれにて散會いたし
ます。

午後零時四十七分散會

昭和二十四年一月六日印刷

昭和二十四年一月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局